

岐阜県公報

号外(一) 平成二十九年一月二十二日

目次

選挙管理委員会告示	
美濃加茂市長の退職の申立てによる選挙の期日	(選挙管理委員会)
美濃加茂市議会議員補欠選挙の期日	(同)
平成二十九年一月二十九日執行の岐阜県知事選挙及びこれと同時に 行う選挙の投票の順序	(同)

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第八号

美濃加茂市長の退職の申立てによる選挙は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、平成二十九年一月二十九日執行の岐阜県知事選挙と同時に行う。

平成二十九年一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第九号

美濃加茂市議会議員補欠選挙は、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十九条第二項の規定により、平成二十九年一月二十九日執行の岐阜県知事選挙と同時に
行う。選挙すべき議員の数は、一人である。

平成二十九年一月二十二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十号

平成二十九年一月二十九日執行の岐阜県知事選挙並びにこれと同時に
行う美濃加茂市長選挙及び美濃加茂市議会議員補欠選挙の投票の順序は、次のとおりとする。

平成二十九年一月二十二日

- 一 岐阜県知事選挙
- 二 美濃加茂市長選挙
- 三 美濃加茂市議会議員補欠選挙

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

平成二十九年一月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社